

*発行に至った経緯

3月定例会において、平成30年度御宿町一般会計予算から、議会の議決をもって2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業（以下、プログラムとします。）に関わる予算の全てが削除されましたが、町長は、町を主催者として独断で事業を行っています。6月定例会において、プログラムの執行等を調査する100条委員会が設置されました。また、プログラムの中止と町長の辞職を勧める決議が可決され、新聞などで取り上げられていることから、事態を重く受けとめ、現在の状況をお知らせするため、議会だより号外を発行することとしました。

*問題視されている4つのこと

①前年度中から独断で事業を行っていること

町の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとされ、各会計年度における歳出には、その年度の歳入を充てなければならないとされています（地方自治法第208条第1項及び第2項）。例外として、予算の繰越や債務負担行為などの手続きを行い、年度をまたいで実施する事業はありますが、原則として、町の事業は年度内に行わなくてはなりません。

平成30年2月頃からプログラムの参加者募集のためのポスター等が作成され、ホームページに掲載されていましたが、役場内部では事務手続きが全くされていません。また、平成29年度中から、先行して平成30年度の事業を行っていました。

②町が費用を負担できない事業を行っていること

地方自治法第210条には、町の年度中の収入及び支出は、すべて予算に編入しなければならないとあります。また、同法第96条には議会の権限として、議会が議決しなくてはならないものの1つに予算が定められています。止むを得ない場合に議決を経ずに予算を執行する専決処分^{※注}という例外はありますが、原則として、町長は、事業費を予算に計上し、その予算を議会が可決して初めて、予算を執行することができます。

3月定例会において、「住民の福祉向上を最優先に進めるべき町が実施するには相応しくない」、「町が主体となっていく有効性や住民への経済効果等が見出せない」等の理由から、プログラム実施に関わる全ての予算は、議会の議決をもって、平成30年度御宿町一般会計予算から削除されています。新たに予算が可決されない限り、町として費用を負担することはできません。参加者の来日が間近に迫った6月定例会で提案された補正予算にも、この事業の経費は計上されていないことが確認されています。

一方で、町長は、議会において「予算がなくとも、町が主催できる」と答弁しており、議会の議決を無視し、町を主催者として事業を行っています。

③他団体や企業からの後援や協賛を得るにあたり、正式な事務手続きが執られていないこと

御宿町がイベント等の後援をする場合もそうですが、国や県等の団体からの後援や協賛を得るには、手続きが必要です。

プログラムの参加者募集ホームページには、協賛や後援として、日本外務省、千葉県、全日空、千葉工業大学等の団体名が書かれており、また、ポスターにはそれらの団体のロゴマークが使われています。

しかしながら、6月定例会において、後援等を得るにあたって必要な申請書等の写しの提出が議員から求められましたが、町長からはそういった書類が提出されず、また、町長は「現在、行程表以外の書類はない」と答弁しており、後援等を得るために必要な手続きがなされないまま、他団体の名義が掲載されています。

また、このホームページでは、御宿町が主催であるとされ、他の団体と同様に、ポスターにロゴマークが記入されていますが、予算がない事業の主催を町ができるのかを疑問視する声があります。

④役場職員が「できない」と判断している事業を、町長のみが「できる」と答えていること

役場の職員は、地方自治法をはじめ、様々な法令に従い、業務を行っています。②で説明しましたが、プログラムの実施に関わる予算は計上されていません。現在、町長が進めている事業に職員が関わることはできず（事務に関わった時点で職員人件費等の予算が必要となります）、6月定例会で行われた質問にも、副町長をはじめ、職員は「事業に関わっていない」という答弁をしています。

また、「プログラムの参加者がけがなどを負った場合、町が加入している保険は使えるか」という質問に対して、職員は「規約に基づく保険の適用はできない」と答弁していますが、町長は「できる」と答弁しています。

※注 専決処分とは

地方自治法第179条に規定されている町長の権限。

議員が議会の招集に応じないときや、災害等の発生により議会の招集する時間がないと認められる場合、町長は、議会の議決を経ずに予算の執行等ができます。

●予算が執行されるまで



今回問題となっているのは、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関わることですが、この事業に関わらず、他のどのような事業においても、正式な事務手続きが必要です。

正しい手続きがなされなければ、町として事業を行うことはできません。

◆緊急質問

参加者の来日が2週間後と差し迫っていることなどを理由として、6月13日に瀧口義雄議員により緊急質問が行われました。
※内容は要約して掲載しています。

Q 3月定例会で、平成30年度御宿町一般会計予算から、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に關わる予算は全て削除されています。この事業に対し、職員、公用車、広報等、公的なものは使えるのですか。また、予算の専決、予備費の充用は可能ですか。

A 職員、公用車、広報等は、使用できないと考えます。
(答弁者：総務課長、産業観光課長)

Q 公的機関からの後援を得るには、毎年申請し、承認を得なければなりません。町が後援、協賛の名前を挙げる際も、公的機関ですから、当然そうなります。県も同様だと思いますが、いかがですか。

A そのとおりです。
(答弁者：副町長)

Q 協賛や後援の申請書及び承諾書の写しを提出してください。また、プログラムの行程はどのようになっていますか。プログラムへの参加費約30万円の積算根拠を示してください。そのほか、日本語講師や、華道、書道、茶道などの日本文化の講師への依頼文と、それらの講座に要する経費、会場の借上料、参加者の移動に要する経費の見積書、契約書等の写し

A 現時点では把握していません。
(答弁者：町長)

Q プログラムの参加者募集ホームページには、事業の協賛に全日空、後援に日本外務省、在日メキシコ大使館、千葉県、日墨協会と書かれています。協賛や後援の申請はいつ行い、いつ承認を得たのですか。

A 事業が終わり、実績報告書ができると、関係団体、協力団体にお届けしています。

Q 協賛や後援の申請書及び承諾書の写しを提出してください。また、プログラムの行程はどのようになっていますか。プログラムへの参加費約30万円の積算根拠を示してください。そのほか、日本語講師や、華道、書道、茶道などの日本文化の講師への依頼文と、それらの講座に要する経費、会場の借上料、参加者の移動に要する経費の見積書、契約書等の写し

A 現時点では把握していません。
(答弁者：町長)

Q 町長は「町が主催だ」と言っています。町長は、町の責任者です。しかし、集められたお金がどこに行つて、どう使われるのか、積算がよろしいですか。

A 現時点では把握していません。
(答弁者：町長)

Q 町長は「町が主催だ」と言っています。町長は、町の責任者です。しかし、集められたお金がどこに行つて、どう使われるのか、積算がよろしいですか。

A 現時点では把握していません。
(答弁者：町長)

6月13日に100条委員会を設置

緊急質問の後、貝塚嘉軼議員から、100条委員会設置を求める動議が提出され、賛成9、反対2で可決されました。決議の内容は以下のとおりです。

今後、この委員会において、プログラムに関する事務がどう執られていたかを明らかにするため、調査が行われます。 ※委員会は傍聴できます。7月10日(火)に開催する予定で事務を進めています。

- 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業の調査に関する決議 -

提出者：貝塚嘉軼

賛成者：伊藤博明、石井芳清、瀧口義雄、滝口一浩、大野吉弘

【提案理由】

平成30年第1回定例会において、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業（以下、本事業という。）の事業費は、平成30年度御宿町一般会計予算から事業費を削除する修正案が提出され、賛成多数で可決された。

平成30年度当初において、本事業に係る予算は全て削除されており、町が本事業を行えないことになりましたが、石田義廣町長は、町の事業として本事業を進めている。

これは、議会の議決を否定する地方自治法を逸脱する行為であり、議会として看過できない問題である。よって、本事業に係る執行権及び事務について調査を求める。 ※提案理由は原文のまま掲載しています。

100条委員会とは

自治体の事務に疑惑や不祥事があった場合に、真相を明らかにするため、地方自治法第100条第1項に基づき設置される特別委員会のことです。

通常の委員会よりも強い権限を持ち、関係者の出頭や証言、記録提出などを求めることができ、正当な理由のない証言の拒否や、虚偽の発言をした場合、罰金刑や禁固刑が科せられることがあります。

◎2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会委員

委員長 瀧口義雄 副委員長 貝塚嘉軼
委員 石井芳清、滝口一浩、大野吉弘、北村昭彦

6月15日に町長への辞職勧告決議を可決

6月15日に行われた定例会の冒頭に、石井芳清議員から、プログラムの中止を求め、石田町長に辞職を勧める決議案が提出され、賛成7、反対4で可決されました。決議の内容は以下のとおりです。

- 御宿町長石田義廣の辞職勧告決議 -

提出者：石井芳清

賛成者：貝塚嘉軼、伊藤博明、瀧口義雄、滝口一浩、大野吉弘

【提案理由】

1. 定例会において、度重ねて町民の名誉及び人権を傷つける発言を行った御宿町長石田義廣は、その地位にあることが不適任であるため。
2. 平成30年第1回定例会において御宿町議会の総意により平成30年度一般会計予算を修正可決したことを無視したことは、二元代表である御宿町議会の議決への冒瀆であり、地方自治法を逸脱する行為は容認できない。
3. 地方自治法第210条に基づく平成30年度一般会計予算に計上のない、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業を独断で、かつ秘密裏に実行していた。よって、本議会は石田義廣御宿町長が、社会的責任を真摯に受け止め、速やかに2018日本・メキシコ学生交流プログラムの中止と、御宿町長石田義廣の辞職を求める。

※提案理由は原文のまま掲載しています。なお、平成30年第1回(3月)定例会で提出されたプログラムの予算を削除する修正動議は賛成7、反対4で可決されています。

辞職勧告決議と 不信任決議の違い

辞職勧告決議とは、議会が特定の公職者に対し、辞職を勧めるもので、出席者の過半数の賛成で成立します。また、法的拘束力はありません。

不信任決議とは、地方自治法第178条に規定されており、議会において長に対し信任できない旨を決議するものです。議員定数の2/3以上が出席し、出席者の3/4以上の賛成で可決されます。

不信任の決議があった場合は、町長は辞職するか、議会を解散することになります。